別紙１

# 西京区マスコットキャラクターの着ぐるみ制作業務委託に関する仕様書

## １　業務名

西京区マスコットキャラクターの着ぐるみ制作業務委託

## ２　本仕様書の位置付け

本仕様書は，受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり，実際の業務委託契約締結時には，受託候補者の提案を踏まえ，変更する場合がある。

## ３　委託期間

平成２６年５月上旬～平成２６年６月２６日（木）

## ４　業務内容

別紙２のキャラクターに係る（１）の成果物を納品すること。なお，（１）①及び④については，（２）の条件をいずれも満たしたものであること。

（１）納品するもの

①マスコットキャラクター着ぐるみ（腕に持っている竹の子のキャラクターを含む）：１点

②着ぐるみの保管袋：１点

③詳細設計図（各部の構造を詳細に示したもの）：１部，紙及び電子データ

④メンテナンス及び取扱説明書：１部，紙及び電子データ

（２）作成にあたっての条件

①マスコットキャラクター着ぐるみ

＜デザイン面＞

・身長１５５～１７０ｃｍ程度の演技者が着用してもイメージを損なわないこと。

・横幅は，原則１００ｃｍ以内とすること。

・デザイン及び色は，別紙２及び別紙３に基づいてできるだけ忠実に再現すること。ただし，キャラクターのイメージアップ又は動きやすさ等の機能性の向上のために必要なリデザインは可能とする。

・メインキャラクター（以下「たけにょん」という。）が腕に持っている竹の子のキャラクター（以下「のこたん」という。）もデザインの一部として制作すること。のこたんについては，たけにょんの腕から取り外せるつくりにすること。

＜機能面＞

ア　装着性及び装着時の安全性

・長時間の着用が可能であること。

・視界をできるだけ広く，足下を見えやすくして，演技者と周囲の安全に配慮すること。外部を確認するための空気孔は，できれば１か所以上設けること。

・足底は屋内，屋外どちらでも対応できるつくりにすること。

・全体のバランスが良く，安定して動きやすいつくりであること。

イ　耐久性

・型くずれ，破損，汚れ及び洗浄又は日焼けによる色落ち等ができるだけ発生しない素材・型にしながら，軽量化にも努めること。
・素材は，匂いがつきにくい等，できるだけ防臭効果の高いものを使用すること。

ウ　イベント等で使用する際の可動性 ，運動性
・演技者が職員及び学生等の素人であることを前提としたものであること（高度な動きをせずとも十分にかわいい動きをアピールできるつくり，涼しい，軽量，及び視界が広い等)。
・手のひらはできるだけ開閉ができるようにすること。

エ　不装着時の保管・管理及び手入れなどメンテナンス面
・体を１か所以上分割できるようにするなど，持ち運びが容易にできるような構造にすること。

オ　イベント等の観客（第三者）に見られる又は触られることを考慮した構造，素材性
・外部から演技者の体が見えないようにすること。
・外部から，覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても，容易に内部の構造や演技者が見えないようにすること。
・素材は肌触りのよいものにすること。

④メンテナンス及び取扱説明書
以下の項目を記載すること。
・使用にあたっての禁止事項
・着用方法
・着用時，着用中，着用後，保管・メンテナンスの注意事項

## 5　留意事項
・西京区役所の承認を得るまで，繰り返し設計図等の修正を提出すること。
・保証期間（6 ヶ月）を設け，正常な使用状態での破損・故障については，半年間は無償で修理を行うこと。
・成果物の提出後，京都市西京区役所の検査の合格を持って，納品完了とする。

## 6　納品
（１）納品日
平成２６年6月２６日（木）
（２）納品場所
西京区役所　２階　総務・防災担当執務室内

## 7　著作権の取扱い
（１）受託候補者の企画提案書及び成果物（以下「企画提案書等」という。）に係るすべての著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む)，その他一切の権利は京都市に帰属する。
（２）受託候補者は，京都市が企画提案書等の作品の商標及び意匠の出願及び登録をすることを認める。
（３）受託候補者は，企画提案書等の作品の著作者人格権についてこれを行使しない。

（4）受託候補者は，応募を持って，上記（1）～（3）に同意したものとする。
（5）受託候補者と京都市は，本件業務の契約の際に，上記（1）～（3）の内容に基づき著作権譲渡等に関する契約を締結する。

## 8　特記事項

（1）本業務の実施にあたり，本仕様書，その他の諸法規を遵守するとともに，当区と十分連絡を取り合い，必要な指示及び承認を得なければならない。
（2）制作したデザインなどの情報について，当区の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。
（3）業務遂行に際し，疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については，双方協議のうえこれを定めるものとする。
（4）受託者は，当区の文書による承認を得なければ，契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。），契約に係る権利を第三者に譲渡し，又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また，再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には，当区は再委託について承認しない。